

令和6年仙審第18号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年3月28日09時43分半僅か過ぎ

新潟県粟島南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	8.5トン	4.0トン
登 録 長	12.86メートル	10.73メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	423キロワット	235キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和54年9月に進水し、船体中央部やや前方に操舵室を配し、同室中央に舵輪を、同室前部右舷側にレーダー及びGPSプロッターを、左舷側に魚群探知機及び機関操縦レバーをそれぞれ備え、汽笛を装備した、小型底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和6年3月28日05時00分新潟県寝屋漁港を発し、粟島南東方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、平成21年頃からAに操業の手伝いを行うために乗り組んでいたところ、当時の船長が負傷して乗船できなくなったことから、本件時、1人で乗り組むこととなったものの、1人で操業することが初めてであった。

また、Aが行う小型底びき網漁は、水深70メートルないし80メートルの海域で操業する一そうびきのトロール漁業で、船尾両舷からそれぞれ1本ずつ繰り出した引き網により1つの網具を約3ノットの速力で2時間半ないし3時間えい網することにより漁獲するもので、a受審人が前船長と乗り組んでいたときには、1日4回繰り返していた。

そして、前示底びき網漁の漁具は、両舷各引き網が、船尾から海底の網具に向かって順に、直径約22ミリメートル長さ約400メートルのワイヤロープ、鋼製開口板及び直径約47ミリメートル長さ約

170メートルの合成繊維製ロープを連結した構造となっており、同網具が、長さ約10メートルの袋網の両袖に長さ約6メートルの袖網を配した構造となっていた。

a 受審人は、05時35分前示漁場に到着し、ノースアップ表示で1海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、06時00分トロールにより漁ろうに従事している船舶が掲げる法定の形象物を表示し、投網を始め、その後、えい網及び揚網を行い、再度投網した。

a 受審人は、09時15分えい網を始め、後部甲板で漁獲物の選別作業を開始し、09時26分半僅か前粟島灯台から136度（真方位、以下同じ。）6.2海里の地点で、針路を024度に定めて自動操舵とし、3.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

09時34分a 受審人は、粟島灯台から132.5度6.1海里の地点に至り、針路を030度に転じて続航した。

a 受審人は、えい網及び漁獲物の選別作業を続け、09時40分半粟島灯台から129度6.0海里の地点に達したとき、左舷正横1,190メートルのところに、Bを視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漁獲物の選別作業に気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bに対して警告信号を行わず、同船が間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることなく進行し、09時43分半ふと左舷方に目を向け、至近にBを初めて視認したものの、どうすることもできず、09時43分半僅か過ぎ粟島灯台から127.5度6.0海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷中央部にBの船首が、後方から76度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成7年5月に進水し、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に魚群探知機を、同機右舷側に舵輪を、左舷側に磁気コンパス及び機関操縦レバーを、魚群探知機前方に右舷からレーダー、自動操舵装置、機関運転諸元モニター盤及びGPSプロッターを備え、はえなわ漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾1.5メートルの喫水をもって同月27日23時00分同県桑川漁港を発し、粟島西方沖合の漁場に向かった。

ところで、b受審人は、はえなわ漁業の操業を終えて桑川漁港に帰港したのち、同港西方700メートルないし800メートル沖合の漁場でつぶかご漁を行うことがあった。

また、b受審人のつぶかご漁は、17個のかごの中に餌を入れて前示漁場の海底に沈めておき、1日ないし2日後、同かごを回収してつぶ貝を漁獲したのち、餌を交換して再びかごを海底に沈めるもので、餌には、たら、このしろ、さば及びいわしの10センチメートルないし20センチメートル角の切り身が使用され、同人が、平素、桑川漁港港内で同切り身を作っていた。

b受審人は、翌28日00時40分粟島西方沖合の漁場に到着し、操業を行ったのち、08時40分同漁場を発進して帰途に就いた。

b受審人は、ノースアップ表示で3海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させて操船に当たり、粟島西方沖合を南下して同島南端を越えたのち、09時30分粟島灯台から232.5度2.8海里の地点で、針路を106度に定めて自動操舵とし、12.7ノットの速力で進行した。

b受審人は、漁獲したたらが大量であったことから、たらを切り身にするつぶかご漁の準備作業を帰航中に行うことを思い立ち、操舵室を離れて前部甲板に移動し、椅子に腰掛けた姿勢で同準備作業を開始した。

b受審人は、09時40分半粟島灯台から130度5.4海里の地点に達したとき、右舷船首14度1,190メートルのところに、Aを視認することができ、同船の掲げている鼓型形象物などからトロールにより漁ろうに従事していることが分かり、その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、つぶかご漁の準備作業に気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aの進路を避けることなく続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷中央部外板に破口等を、Bは、右舷船首部外板に破口等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、粟島南東方沖合において、漁ろうに従事しているAと航行中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

両船は、互いに他の船舶の視野の内にあり、Aがトロールにより漁ろうに従事している船舶が掲げる法定の形象物を表示し、漁ろうに従事していたと認められることから、海上衝突予防法第18条の各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、粟島南東方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、漁ろうに従事しているAの進路を避けなかったことによって発生したが、Aが、見張りが不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、粟島南東方沖合において、桑川漁港に向けて帰航する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、つぶかご漁の準備作業に気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漁ろうに従事しているAに気付かず、同船の進路を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、粟島南東方沖合において、トロールにより漁ろうに従事する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁獲物の選別作業に気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、同船に対して警告信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年8月21日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎